

## 今後の仕事と家庭の両立支援に関する研究会開催要綱

### 1 趣旨

人口減少社会が到来する中で、男女ともに労働者が仕事と家庭を両立し、安心して働き続けることができる環境を整備することは、ますます重要な政策課題となっている。

このため、育児・介護休業等の普及、定着を図っているところであるが、平成21年の育児介護休業法の改正においては、改正法の附則で、「この法律の施行後5年を経過した場合において」、「改正後の規定の施行状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」とされたところである。

これを踏まえ、仕事と家庭の両立支援をめぐる状況を把握しつつ、仕事と家庭の両立を容易にするための更なる方策等について、検討を行うこととする。

### 2 検討事項

- (1) 仕事と家庭の両立支援に係る現状及び課題
- (2) 仕事と家庭の両立支援に係る諸外国の状況
- (3) 仕事と家庭の両立支援のための今後の施策のあり方
- (4) その他

### 3 運営

- (1) 仕事と家庭の両立支援に関する研究会は、雇用均等・児童家庭局長が有識者の参集を求めて開催する。
- (2) 研究会には、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。
- (3) 研究会の座長は、参集者の中から互選により選出し、座長代理は、必要に応じて座長が指名する。
- (4) 研究会の庶務は、雇用均等・児童家庭局職業家庭両立課で処理する。